

建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会 規約

(名称)

第1条 本検討会は、「建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進するための制度について関係者で検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 検討会の委員は、建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等に精通する有識者等のうちから、住宅局長が任命する。

(座長及び副座長の任命等)

第4条 検討会には座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、国土交通省住宅局長が選任する。
- 3 座長は、検討会の会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 5 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(検討会の議事)

第5条 検討会の議事は、公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 検討会の議事概要については、委員に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。
- 3 検討会の資料については、座長に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規約は、令和 7 年 5 月 8 日から施行する。